

＜一般委託＞

ビッグデータなどを活用した観光客動態調査・分析業務委託 仕様書

ビッグデータなどを活用した観光客動態調査・分析業務委託に基づく内容は、本仕様書の定めるところによる。

1	目的	ビッグデータ(GPSや位置情報サービスなど)などの収集・分析を通じて、新型コロナウイルスの感染拡大前(令和元年度)の観光客動態を調査・分析する。
2	履行期間	委託契約日～令和4年(2022年)3月31日(木)
3	施行場所	横須賀市文化スポーツ観光部観光課が指定する場所
4	業務内容	別紙のとおり
5	特記事項	なし
6	関係法規	なし
7	資格要件	なし
8	契約方法	総価による業務委託契約(一般委託)
9	支払方法	委託料の支払いは、業務完了後一括払いとする。
10	その他事項	この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。
11	監督員 連絡先	横須賀市文化スポーツ観光部観光課 松本 046-822-8567(内線3051)

＜指示又は希望事項＞

グリーン 物品購入 及び 環境配慮 関係	<p>・この業務を施行するにあたって、仕様書でグリーン物品購入の指示がある場合は、横須賀市グリーン購入基本方針及び調達方針に基づく環境物品等を納入すること。また、仕様書で特に指示がない場合で委託代金に物品等の購入経費が含まれている場合は、できるだけこの方針に基づく環境物品等の調達をお願いします。 (上記方針については、本市のホームページ「よこすかのグリーン購入」参照)</p> <p>・本市は、独自の環境マネジメントシステム(YES)により事務事業の環境負荷低減に努めているので、受託者においてもできる限り環境に配慮して業務を執行するようお願いします。</p>
----------------------------------	---

業 務 内 容

1 業務名

ビッグデータなどを活用した観光客動態調査・分析業務委託

2 目的

ビッグデータ(GPSや位置情報サービスなど)などの収集・分析を通じて、新型コロナウイルスの感染拡大前(令和元年度)の観光客動態を調査・分析する。

3 内容

令和元年度に本市に訪れた観光客のビッグデータなどから、以下の(1)～(6)に基づき、調査・分析を行う。

(1) データの種類

ビッグデータ(GPSや位置情報サービスなど)や取得可能な既存データなど

(2) 全域・スポット

① 全域

② スポット

三笠公園、ヴェルニー公園、観音崎公園、ソレイユの丘、
くりはま花の国、猿島、うみかぜ公園、横須賀美術館、ペリー公園周辺、
浦賀周辺(浦賀渡船、西叶神社、東叶神社を含む)、横須賀スタジアム
※一部変更する場合があります。

(3) 対象者

令和元年度に本市に訪れた観光客(国内観光客、外国人観光客ごと)

(4) 対象期間

平成31年4月1日以降の1年間(通年、四半期ごと)

(5) 項目

以下の項目ごとに行い、分析レポート(報告書)を作成するとともに、本市、観光協会、民間事業者、住民などに広く知見を共有するための簡潔で分かりやすいプレゼンテーション資料を作成し、提出すること。

① 観光客の属性など

国内観光客 : 観光客数、性別、年齢、居住地など

外国人観光客 : 観光客数、国籍など

② 来訪日(休日と平日の割合など)

③ 宿泊と日帰りの割合など

④ 滞在時間(1時間単位の割合など)

⑤ 周遊パターン(観光客が観光施設などをどのように巡っているかなど)

※ スポットごとの分析は、国内観光客に対する①および⑤のみとする。

※ 外国人観光客の分析は、①のみとする。

(6) サンプル数

使用する運用データ数やアクティブ率などをもとに、サンプル数の妥当性を証明できるようにすること

4 契約期間

委託契約日から令和4年3月31日まで

5 成果品の納品

(1) 成果物

冊子(A4版、カラー、5部)と電子データ(CDまたはDVD)で行うものとし、電子データは Microsoft Word, Excel 形式とする。

なお、報告するデータの具体的な様式等は協議の上、決定する。

(2) 場所

横須賀市文化スポーツ観光部観光課内

(3) 納期

令和4年3月15日(火)

(4) 成果物の帰属

本業務で得たすべての成果品については本市に帰属するものとし、第三者に貸与または公表してはならない。

6 契約方法

総価による業務委託契約(一般委託)

7 支払方法

委託料の支払いは、業務完了後一括払いとする。

8 その他

- (1) 業務は、委託者の意図及び目的を十分理解し、適切な人員を配置して、最高技術を発揮するよう努力するとともに、正確かつ丁寧に行うこと。
- (2) 受託者は、作業スケジュール、作業内容及び作業従事者を明らかにすること。また、業務の進捗状況について、適宜、委託者に報告すること。
- (3) コンプライアンス(法令順守)、情報セキュリティの取組みを徹底すること。また、後述の「個人情報の取扱いに関する特記事項」に基づき、個人情報を適正に取り扱うこと。
- (4) 本仕様書の内容等について疑義が生じた場合は、都度委託者と協議の上、その指示に従い業務を進めること。また、委託者は業務期間中いつでもその業務状況の報告を求められることができるものとする。

9 連絡先

横須賀市文化スポーツ観光部観光課 松田、松本 電話：046-822-8567

個人情報の取扱いに関する特記事項

(個人情報を取り扱う際の基本的事項)

第1条 受託者(以下「乙」という。)は、個人情報の保護の重要性を認識し、業務に関して個人情報を取り扱うときは、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(適正な管理)

第2条 乙は、個人情報の漏えい、滅失、改ざん、き損及びその他の事故を未然に防止するため必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、個人情報の取扱いに関する責任体制を整備し、管理責任者を定めなければならない。

3 乙は、個人情報の保管にあたっては、この契約による業務により取得した個人情報とそれ以外の個人情報を明確に区分し、管理しなければならない。

(管理責任者等の教育及び研修)

第3条 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティに対する意識の向上を図るため、管理責任者及び従事者に対し、横須賀市個人情報保護条例第14条(受託者等の責務)、第32条及び第33条(罰則)の内容並びに本特記事項において従事者が遵守すべき事項その他この契約による業務の適切な履行に関し必要な事項について、教育及び研修を実施しなければならない。

(秘密の保持)

第4条 乙は、個人情報の内容を第三者に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

2 乙は、この契約による業務の処理の従事者が個人情報を管理責任者の承諾を得ることなく事務所以外の場所に持ち出し、又は不適切な取扱いにより第三者に漏らすことのないように、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(収集の制限)

第5条 乙は、この契約による業務を処理するため個人情報を収集するときは、その目的を明確にし、当該目的の達成に必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用等の禁止)

第6条 乙は、委託者(以下「甲」という。)の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務の目的以外の目的に個人情報を利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写等の禁止)

第7条 乙は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、業務を実施するために甲から提供された個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(資料等の返還)

第8条 乙は、この契約による事務を処理するために甲から貸与され、又は乙が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約が終了し、又は解除された後直ちに甲に返還し、又は引き渡し、若しくは消去しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

2 乙は、前項の規定により電子記録媒体に記録された個人情報を消去する場合は、当該個人情報が復元できないように確実に消去しなければならない。

3 乙は、前項の規定により個人情報を消去した場合は、当該個人情報を消去した旨の報告書を甲に提出しなければならない。

(再委託の禁止等)

第9条 乙は、個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託（以下「再委託」という。）してはならない。ただし、書面により甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 乙は、個人情報の処理を再委託する場合及び再委託の内容を変更する場合は、あらかじめ次の各号に規定する事項を記載した書面を甲に提出し、前項ただし書きの承諾を得なければならない。

(1) 再委託の相手方

(2) 再委託を行う業務の内容

(3) 再委託で取り扱う個人情報

(4) 再委託の期間

(5) 再委託が必要な理由

(6) 再委託の相手方における責任体制及び管理責任者

(7) その他甲が必要と認める事項

3 乙は、前項の規定により個人情報を取り扱う事務を再委託の相手方（以下「再受託者」という。）に取り扱わせる場合には、乙と再受託者との契約内容に関わらず、再受託者の当該事務に関する行為について責任を負うものとする。

4 乙は、再委託契約において、再受託者に対する監督及び個人情報の安全管理の方法について具体的に指示しなければならない。

5 乙は、この契約による業務を再委託した場合は、その履行を監督するとともに、甲の求めに応じて、再受託者の状況等を報告しなければならない。

(立入調査等)

第10条 甲は、個人情報を保護するために必要な限度において、乙に対し、個人情報を取り扱う事務について管理状況の説明若しくは資料の提出を求め、又は乙の事務所に立ち入ることができる。

2 乙は、甲から個人情報の取扱いに関して改善を指示されたときは、その指示に従わなければならない。

(事故発生時等における報告)

第11条 乙は、個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざん等の事故（以下「漏えい事故」という。）が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

2 乙は、漏えい事故が生じた場合、当該事故の被害を最小限にするため、甲と協力して必要な措置を講じ、かつ、甲の指示に従わなければならない。

(補則)

第12条 乙は、この契約における個人情報の取扱いについて疑義が生じたときは、甲と協議し、その指示に従わなければならない。